

岐阜県公報

第千九百六十一号 (金曜日)
平成二十年七月四日

目 次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課) 四七八
ページ

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年七月四日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴木嘉進

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を
次のように改正する。

- 医療扶助のための医療担当機関の指定
- 指定医療機関の廃止の届出
- 生活保護法に基づく介護扶助を担当させる機関の指定
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出
- 道路の供用開始
- 道路の区域変更

公 示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
- 土地改良事業の工事の完了
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
- 市街地再開発組合の定款変更認可

(環境生活政策課) 四八〇

(商業流通課) 四八〇

(農地計画課) 四八一

(建設政策課) 四八一

(街路公園課) 四八三

各務原市川島北山町地内 愛知県境から
高山市清見町夏厩地内 清見インター→エンジ
大野郡白川村大字鳩谷地内 白川郷インター→エ
同 郡同 村大字小白川地内 富山県境まで

各務原市川島北山町地内 愛知県境から
大野郡白川村大字小白川地内 富山県境まで

まで
ンジから
を

に改める。

附 則

告示

岐阜県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第一十一号）第十二条の規定により告示する。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古田 篤

下呂市馬瀬多賀町
下呂市長
下呂市馬瀬數河二五九
平成二年一月一日
指定年月日

| | | |
|-----------------|-------------|------|
| 東白川村國保診療所 | 東白川村長 | 二二六九 |
| K 藥局 | 島村久美子 | 二二六九 |
| 二二二二調剤薬局 | 下呂市森二五六七四 | 二二六九 |
| 株式会社ウエル ケア東海 | 関市西本郷字笹島一二八 | 二二六九 |
| 一 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 |

岐阜県告示第四百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の一の規定により次の指定医

居宅介護事業者等の名称
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

社会福祉法人 美濃加茂市
社会福祉協議会 四一
美濃加茂市新池町三

支那東部地域包括支援センター

○○番地 美濃加茂市太田町一九

同

医機関から当該医療機関を廃止した直後にあつたので、同法第55条の規定によつて申立てられ。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 開 設 者 所 在 地 廢止年月日
下田市立馬瀬診療所 下田市長 下田市馬瀬数河四三九 平成10・3・11

| | | | |
|------------|------------|---------------|-----------------------|
| トーカイ薬局揖斐南店 | トーカイ薬局揖斐北店 | 株式会社トーカイメディカル | 下呂市幸田一 一七〇 一 プラザ水明 |
| 島村久美子 | 島村久美子 | 田二四三八二 | 揖斐郡揖斐川町三輪中新 |
| 同 | 同 | 島二五二三一 | 揖斐郡揖斐川町三輪花ノ |
| 同 | 同 | 同 | 同 |

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二第一項の規定により告示する。

立成二年十月四日

岐阜県知事 吉田

指定居宅介護事業所等の所在地 指定年月日

〇〇番地 美濃加茂市太田町一九 平成二〇・四・一

○○番地 美濃加茂市太田町一九 同

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

企画・運営する事業を行い、地域市民の健康及び観光都市としてのまちづくりに寄与することを目的とする。

| 県道 | 路線名 | 区間 | 類の道種路 |
|--|------------|--|--|
| 可土 児岐 線 | | | |
| 三土岐市市泉寺下町三丁目三 番地先から 同市泉町久尻字堤下一 〇〇番一地先まで | 二〇〇番一地先まで | 三土岐市市泉寺下町三丁目三 番地先から 同市泉町久尻字堤下一 〇〇番一地先まで | 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。 |
| 後 | 前 | 別前変更区域 | 員敷地の幅員(メートル) |
| 二・一 三・〇 | 一・六 二・〇 | 二・一 二・〇 | 二・一 二・〇 |
| | | | 延長備考 |

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十年六月十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジェニース

三 代表者の氏名 布目 美智男

四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市萩原町奥田洞九一八番地

五 定款に記載された目的 この法人は、老若男女や障害の有無を問わず、主に下呂市内の市民と共に、優れた文化・芸術・スポーツ・イベント・国際交流・健康増進・観光産業振興などを自ら

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年七月四日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年六月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

生活協同組合「一ブギふ

三 建物の名称及び所在地

生活協同組合「一ブギふ 可児店

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）理事長 水野隼人

（変更後）理事長 川崎直巳

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）理事長 水野隼人

（変更後）理事長 川崎直巳

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年七月四日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年六月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

三 生活協同組合「一・ツ・ギ・フ」

四 建物の名称及び所在地

(仮称)生活協同組合「一・ツ・ギ・フ」 恵那店

恵那市長島町中野字神田字松葉田二六一 一 外

変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 理事長 水野隼人

(変更後) 理事長 川崎直巳

大規模小売店舗において小売業を行つ者の代表者の氏名

(変更前) 理事長 水野隼人

(変更後) 理事長 川崎直巳

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の一第三項の規定により公示する。

十五号) 第百十三条の一第三項の規定により公示する。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の一第三項の規定により公示する。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

| 事 業 の 種 類 | 施 行 に 係 る 地 区 名 | 工 事 完 了 年 月 日 |
|--------------------|---------------------|---------------|
| 県営中山間地域農村活性化総合整備事業 | (農業用用排水) 明智地区(農道整備) | 平成一八・三・一七 |
| | (農業用用排水) 明智地区(農道整備) | 平成一〇・三・一五 |

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公示する。

平成二十年七月四日

岐阜県知事 古 田 肇

| 取 消 年 月 | 商 号 又 是 名 称 | 代 表 者 の 氏 名 | 主たる営業所 の 所 在 地 | 許 可 番 号 | 取 り 消 し た 工 事 業 |
|---------|----------------|----------------|-------------------|---------|-----------------|
| | | | | | |

| | | 平成二十一年三月三十日 | | 平成二十一年二月十日 | | 平成二十一年二月二日 | | 平成二十一年一月三十一日 | | 平成二十一年一月九日 | | 平成十九年七月一日 | | 平成十九年七月十七日 | | 平成十九年二月二日 | | 平成十九年二月十日 | | 平成十九年一月一日 | |
|-------------|--|-------------|-----------------|---|-----------|------------|------------|--------------|----------|---------------------|----------|-----------|--------|------------|--------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|------|
| | | 松野組 | 株式会社 | 店 | 坪内工務 | 工務店 | 丸忠宇野 | 株式会社 | ス | ウエック | 株式会社 | 田城鉄工 | 板金 | ガス岐阜 | 東邦液化 | 株式会社 | 小酒井業 | ホーム | サワケン | 株式会社 | 名烟板金 |
| 守男 | 役松野 | 代表取締 | 代表取締 | 坪内茂 | 良二 | 役宇野 | 代表取締 | 重喜 | 役清水 | 代表取締 | 田城真樹 | 悟 | 役三島 | 代表取締 | 義 | 小酒井一 | 役梅田 | 代表取締 | 信一 | 名烟忽 | |
| 瑞穂市 | 瑞穂市穂積一 三三〇番地 | 九 | 桐野町七 各務原市那加六 | 一〇七七番地の | 山県市大桑一 | 各務原市蘇原 | 各務原市蘇原 | 六番地 | 沢上町四丁目 | 野上四八〇番 | 下呂市萩原町 | 目一三の一 | 各務原市鶴沼 | 青雲町二丁目 | 各務原市蘇原 | 一八番地の六 | ○〇番地の一 | 東島三丁目一 | ○〇番地の一 | 旭一七五四 | |
| 特十八 | 特十八 九 | 二五 | 〇七二 般十九 二 | 三七〇 般十八 一 | 六〇七八 一 | 般十八 一 | 〇〇〇八九 八 | 六四 | 般十九 八 | 般十八 五 | 一八八〇 | 一八八〇 | 一八八〇 | 一八八〇 | 一八八〇 | 一一七 一 | 一一七 一 | 一一七 一 | 〇一二 五 | | |
| 及び建具工事 業 | 左官、屋根、タイ ル・れんが・ブロック 、鋼構造物、しゅ んせつ、板金、ガ ラス、塗装、防水 内装仕上、熱絶縁 | 建築一式工事業 | 造園工事業 | 土木一式、とび・ 土工・コンクリー ト、石、鋼構造物、 ほ装、しゅんせつ 及び水道施設工事 | 業 | 屋根及び板金工事 | 管工事業 | 左官工事業 | クリート工事業 | とび・土工・コン クリート工事業 | 屋根及び板金工事 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------------------|---------|--|---------|---------|-------|--------------|---------|
| 三日 | 高蔵 | 野邑建築 | 野邑秀美 | 野邑 | 役山下 | 町一一〇番地の三 | 三六九 |
| 平成二十一年五月十日 | 高蔵 | 谷口木工 | 谷口武一 | 谷口木工 | 谷口武一 | 郡上市八幡町相生一四四五 | 般十八四 |
| 平成二十一年五月十日 | 高蔵 | 所 | 所 | 所 | 所 | 三 | 五〇一六一 |
| 十九日 | 内堀鉄工所 | 株式会社 | 株式会社 | 株式会社 | 株式会社 | 郡上市八幡町吉野四八五 | 般十八四 |
| 平成二十一年五月二十一日 | 内堀鉄工所 | 有限会社 | 有限会社 | 有限会社 | 有限会社 | 郡上市八幡町吉野四八五 | 般十八四 |
| 平成二十一年五月二十二日 | 内堀始 | 株式会社 | 株式会社 | 株式会社 | 株式会社 | 郡上市八幡町吉野四八五 | 般十八四 |
| 平成二十一年五月二十三日 | 内堀始 | 内堀鉄工所 | 内堀鉄工所 | 内堀鉄工所 | 内堀鉄工所 | 郡上市八幡町吉野四八五 | 般十八四 |
| 平成二十一年五月二十四日 | 内堀始 | 内堀鉄工所 | 内堀鉄工所 | 内堀鉄工所 | 内堀鉄工所 | 郡上市八幡町吉野四八五 | 般十八四 |
| 岐阜市柳津町東塚三丁目三八番地一 | 内堀始 | 地 | 地 | 地 | 地 | 郡上市八幡町吉野四八五 | 般十八四 |
| 八九七 | 般十八五 | 般十七一 | 般十七一 | 般十六六 | 般十八一 | 般十八一 | 般十八四 |
| 八九七 | 般十八五 | 三五四七一 | 三五四七一 | 三五四七一 | 三五四七一 | 三五四七一 | 三五四七一 |
| | 鋼構造物工事業 | 土木一式とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装及び水道施設工事業 | 建築一式工事業 | 建築一式工事業 | 管工事業 | 建具工事業 | 建築一式工事業 |

市街地再開発組合の定款変更認可

平成二十年七月四日

岐阜県知事
古田
肇

- | | |
|------------------|--|
| 二 市街地再開発組合の名称 | 問屋町西部南街区市街地再開発組合 |
| 三 事業実行期間 | 平成二十年一月八日から 平成二十五年三月三十一日まで |
| 四 実行地区 | 岐阜市橋本町二丁目五二番 |
| 五 事務所の所在地 | 岐阜市橋本町二丁目五二番 |
| 六 設立認可の年月日 | 平成二十年一月八日 |
| 七 変更の内容 | 事務所の所在地 変更前 岐阜市橋本町二丁目五二番 変更後 岐阜市問屋町二丁目一九番地二 変更認可の年月日 平成二十年七月四日 |

平成二十年七月四日印刷
平成二十年七月四日発行

発行者

岐阜市薮田南二丁目一番一号

印刷者 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三一
印刷所 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税一、二八六円を含む。）